

平成21年度

北海道男女平等参画苦情处理委员活动状况报告书

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

北海道男女平等参画苦情处理委员

目 次

1	北海道男女平等参画苦情処理委員名簿（50音順）	1
2	平成21年度 活動状況報告	2
3	平成21年度男女平等参画に関する苦情等申出受付件数	
	(1) 受理機関別	4
	(2) 申出者性別等	
	(3) 申出区分別	
	(4) 申出内容別	5
	(5) 申出内容コード別	
4	平成21年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況	6
5	「北海道男女平等参画苦情処理委員制度」の周知状況	7

1 北海道男女平等参画苦情処理委員名簿（50音順）

たかはし つよし

◇ 高 橋 剛 （人権擁護委員、弁護士）

[任期] 平成21年10月1日から平成23年9月30日まで（再任）

なりた のりこ

◇ 成 田 教 子 （弁護士）

[任期] 平成21年10月1日から平成23年9月30日まで（再任）

2 平成21年度活動状況報告

北海道では、男女平等参画社会を実現するため、女性と男性が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことができるように、男女平等参画の推進に関し、基本理念等を定めた「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、平成13年4月から施行されております。本条例において、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の設置及び申出等について規定されており、平成13年10月から、2名の苦情処理委員が設置されております。

この制度は、男女平等参画社会の推進の観点から、北海道の施策に関し、道民の苦情や意見を幅広く把握し、委員個人の所見を述べることにより道の機関の自主的な改善を促すという機能と、男女平等参画社会の推進を阻害する様々な問題に対し、相談者に助言するという機能を持ち、男女平等参画社会の形成の推進を図ることを目的としております。同様の制度は、平成13年度には3道県で実施されていましたが、平成21年度末には13道県で実施される等、全国的に徐々に拡がりをみせております。

苦情処理委員は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、
①男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること、②男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること、③上記①の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること、の役割を担っており、道民や事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場で、適切かつ迅速に処理することが求められております。

本報告書は、平成21年4月から平成22年3月までの苦情処理委員の活動状況に関する報告を北海道知事に行うものでありますが、この期間の道民等から苦情処理委員への申出は1件でした。

道においては、道の各種広報誌やホームページ、各総合振興局・振興局の相談窓口などにより、道民の皆さんへの周知に努められていると承知しておりますが、

制度開始から9年間の申出件数は、累計でも13件と少ない状況にあります。

この背景には、道をはじめ、関係機関や民間団体における相談機能が充実し、道民からの様々な相談等にも対応できる環境が整われてきたことが考えられます。

一方では、本条例第18条に基づく「道民等からの申出」件数がここ数年間で増加していることから、苦情処理委員制度の利用について潜在的な需要があるものと思われま

す。今後とも、男女平等参画に係る道の施策や男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出があった際は、事案に応じて本制度の紹介を行うなど、本制度が一層有効に利用されるような、きめ細かな対応をしていく必要があると考えております。

苦情処理委員への申出については、郵送やファクシミリ、持参による方法のほか、平成19年7月からインターネットによる方法でも新たにできるようにされましたが、申出人の氏名や住所などの記入が必要な文書により行うこととされていることから、申出に対しためらいを感じる人もいるかと思われま

す。道においては、個人情報保護について、十分に留意されているものと承知しておりますが、安心して苦情処理委員への申出ができるように周知に努め、より身近で利用しやすい制度となるように、今後とも、不断の努力を続けていく必要があるものと考えま

す。道民の皆さんに本制度の趣旨及び内容がより一層理解され、積極的にご活用いただき、男女平等参画社会の実現を図ることができれば幸いです。

平成22年10月

北海道男女平等参画苦情処理委員

高橋 剛
成田 教子

3 男女平等参画に関する苦情等受付件数

(1) 受理機関別

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
本 庁	6	0	2	1	0	2	0	1	1	13
石 狩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桧 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後 志	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
空 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
留 萌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宗 谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
網 走	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胆 振	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十 勝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
根 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	13

(2) 申出者性別等

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
男 性	1	0	0	1	0	1	0	0	1	4
女 性	5	0	1	0	0	1	0	1	0	8
団 体	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	13

(3) 申出区分別

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
苦情	2	0	2	1	0	1	0	1	1	8
照会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
要望・意見	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	13

(4) 申出内容別

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
A 男女平等参画を阻害すると認められるもの	4	0	2	0	0	2	0	1	1	10
B 男女平等参画に必要と認められるもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 悩みごと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D その他	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	13

(5) 申出内容コード別

項 目	コード	内 容	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
1 行政	10	道の施策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11	国、市町村の施策	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	12	教育関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13	その他の機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14	その他	1	0	2	0	0	1	0	0	0	4
2 仕事	20	就職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21	労働条件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22	セクシュアル・ハラスメント（職場）	3	0	0	0	0	1	0	1	0	5
	23	家庭との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	24	解雇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
3 家庭	30	夫婦関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	31	離婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	32	子供の養育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	33	高齢者問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	34	夫・パートナーからの暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	35	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 本人	40	健康	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	41	経済的な問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	42	性被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	43	男女問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	44	人生問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	45	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 地域	50	人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	51	セクシュアル・ハラスメント（職場以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	52	つきまとい、ストーカー被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	53	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 その他	60	その他	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計			6	0	2	1	0	2	0	1	1	13

4 平成21年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況

(1) 男女平等参画に係る道の施策に関する苦情〔0件〕

(2) 男女平等参画を阻害すると認められるもの〔1件〕

(3) 制度の対象外〔0件〕

申出番号	1	申出者の性別	男性	担当委員	成田委員
申 出 内 容					
<p>・夫妻ともに教員であり、それぞれ別の学校（離れた勤務地）に勤務している。現在、妻は育児休業を取得しているが、育休明けにあたり、妻を私（夫）の勤務地に近い学校へか、または、私（夫）が現在妻が在籍している近郊の学校へか、または、夫婦を同じ新勤務地へ異動してもらいたく、善処することを促してほしい。</p>					
処 理 状 況					
<p>助 言</p> <p>・北海道男女平等参画推進条例第21条第1項の定めにより、苦情処理委員が申出人に対し申出内容を確認するとともに、人事委員会を紹介するなど、助言を行った。</p>					

参 考

	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	計
男女平等参画に係る道の施策に関する苦情										
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4		2			1		1	1	9
制度の対象外	2			1		1				4
合 計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	13

5 「北海道男女平等参画苦情処理委員制度」の周知状況

周知年月		周知方法
13	9	・制度周知ポスター・PRリーフレットを作成し、全道に配布 （14支庁、212市町村、女性プラザ、働く婦人の家等関係機関） ・広報誌「ほっかいどう（秋号）」にPR記事掲載
	10	・「みなさんの赤れんが」にPR記事掲載（10月7日 北海道新聞・朝刊）
	11	・「サタデーアイ北海道」で担当主査がインタビューを受け、PR。 （11月10日 HBCラジオ放送） ・道民フォーラムで、PRチラシ配付（11月16日、参加者500名） ・14支庁地域セミナーで、参加者にPRリーフレット配付 ・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.15に特集記事掲載
14	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.17にPR記事掲載
	11	男女共同参画フォーラム（内閣府と共催）で、参加者にPRチラシ配付 （11月15日 参加者413名） ・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.18に特集記事掲載
15	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.19にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.20に特集記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.21にPR記事掲載
16	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.22にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.23に特集記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.24にPR記事掲載
17	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.25にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.26に特集記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.27に特集記事掲載
18	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.28にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.29にPR記事掲載
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.30にPR記事掲載
19	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.31にPR記事掲載
	7	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.32にPR記事掲載
	7	・苦情申し立てをインターネット画面からできる簡易申請制度を採用 道のHP上で周知。支庁の窓口にも周知を依頼。
	11	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.33にPR記事掲載
20	3	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.34にPR記事掲載
	8	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.35にPR記事掲載
21	4	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.36にPR記事掲載
	8	・男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」VOL.37にPR記事掲載

※平成14～15年度 男女平等参画地域フォーラムにおいて制度を説明。

※ホームページに制度概要を掲載（申出書のダウンロード可）。